

さいたま市社会福祉事業団 YouTube 運用方針

1 目的

携帯端末でも視聴することができる動画配信の YouTube を活用し、事業団の取組等を内外に発信することを目的とします。

2 発信主体及び管理者

発信主体は、さいたま市社会福祉事業団事務局とし、管理者は事務局長とします。

3 アカウント

アカウント名は「さいたま市社会福祉事業団」とし、チャンネルの URL は、「<https://www.youtube.com/channel/UCKsrzVN5hb1e3U9-rXFEUIg>」とします。

4 情報発信時間

運用時間は、職員出勤日の勤務時間内とします。ただし、管理者が必要と判断した場合はその限りではありません。

5 発信内容

事務担当者は管理者の監督のもと、以下の内容を発信します。

(1) 市民等外部向け（一般公開・限定公開）

- ① 健康体操、歌、工作等の在宅支援動画
- ② 法人及び施設の案内、説明等の動画
- ③ その他管理者が許可した市民等外部向け動画

(2) 法人内部向け（限定公開）

- ① 事務説明、研修、案内等の業務関連する動画
- ② 役員挨拶、説明等の全職員に向けて発信する動画
- ③ その他管理者が許可した法人内部向け動画

6 返信・コメントへの対応

動画に対するコメント等に対しては、原則返信はしません。

7 免責事項

- (1) さいたま市社会福祉事業団のアカウントから発信される情報の正確性については万全を期していますが、利用者が当情報を用いて行う一切の行為については、いかなる責任を負うものではありません。
- (2) さいたま市社会福祉事業団のアカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、さいたま市社会福祉事業団に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (4) YouTube の利用について、何らかの理由で不都合が生じた場合は、予告なくアカウントを削除する場合があります。

8 著作権

さいたま市社会福祉事業団のアカウントの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。

9 その他

運用方針は予告なく変更する場合があります。

10 適用

この運用方針は令和2年9月1日から適用します。